

6茅こ政第17号  
令和6年4月9日

一般社団法人 神奈川県訪問看護ステーション協議会  
会長 鈴木 多加子 様

茅ヶ崎市長 佐藤 光  
(公印省略)

茅ヶ崎市小児医療費助成事業の制度改正について (通知)

日頃より当市の子ども・子育て支援行政に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

当市で実施しております小児医療費助成事業につきまして、令和6年7月診療分より、対象年齢を高校生世代まで拡大することといたしましたのでお知らせいたします。

なお、制度改正の内容やスケジュールについては別紙に記載しておりますので、併せて御覧いただければ幸いです。

今後も本制度の円滑な実施にあたり、貴会の御理解と御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

〔 事務担当 こども育成部こども政策課 手当給付担当 坪井、松本、澤田  
電 話 0467-81-7169 (直通) 〕

茅ヶ崎市小児医療費助成事業の制度改革について

茅ヶ崎市小児医療費助成事業について、令和6年7月診療分より以下のとおり制度改革を行います。

1.制度改革の内容

令和6年7月診療分より、現行0歳から中学3年生までである対象者を、0歳から高校3年生相当までに拡大します。所得制限、一部負担金は現行と同様に設定しません。

2.今後の予定

- 令和6年4月 新たに対象となる市民への案内通知、申請書送付  
市広報紙、ホームページ、SNS 等による周知
- 5月 神奈川県国民健康保険団体連合会及び  
社会保険診療報酬支払基金へ制度変更のご案内
- 6月 県内医療機関に制度改革案内  
対象者に小児医療証を発送
- 7月 新制度の運用開始

（ 事務担当 茅ヶ崎市こども政策課 手当給付担当  
電 話 0467-81-7169(直通) ）